

令和8年 1月27日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出ください。

記

1. 件名 NAS 2台
※購入物品、品名、規格等については、別紙仕様書のとおり
2. 納入期限 令和8年3月25日（水）
3. 納入場所 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号 関東森林管理局 企画調整課
4. 見積書等提出の
日時・場所 日時：令和8年2月12日（木）13時まで
場所：電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、上記日時までに
応札してください。
なお、持参または郵便による提出も認めます。その場合は下記へ提出してく
ださい。
関東森林管理局 経理課企画係 〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
5. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は
「物品の販売」において資格を有する者
6. 提出書類 ①見積書（見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入くだ
さい。担当者名及び連絡先も必須）
②令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し（5の資格
を証明できる書類の写し）
※郵送の場合は上記書類を封緘し、封筒の表に「NAS 見積書在中」と朱書きで記
載のうえ、提出ください。
7. その他
- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」
及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
 - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場
合は、これを承諾したものとみなします。
 - (3) 例示品と同等の品質・企画を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の了
承を得てください。
 - (4) 本契約に係る契約書の作成は省略します。
ただし契約金額が100万円を超えた場合は、請書（任意様式可）を提出
してください。

（担当：企画調整課企画調整係）

（電話：027-210-1150）

（E-mail：ks_kanto_kikaku@maff.go.jp）

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

仕 様 書

1. 物件名

NAS

番号	物品名	例示品		規格・品質等	数量	単位
		メーカー名	品名・品番			
1	NAS	BUFFALO	TS6400RN4004 4ドライブ 1Uラックマウント TeraStation	40TB (10TB×4) 搭載ドライブ数：4 ベイ数：4 ソフトウェアRAID方式 インターフェース（LAN端子） 準拠規格：IEEE802.3準拠(10GBASE-T/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) 伝送速度：10Gbps 全二重 5Gbps 全二重 2.5Gbps 全二重 1000Mbps 全二重 100Mbps 全二重 10Mbps 全二重 対応プロトコル：TCP/IP 対応ネットワークファイルプロトコル：SMB/CIFS、 AFP、 FTP、 SFTP、 NFS、 HTTP/HTTPS、 SNMP	1	台
2	NAS	BUFFALO	TS5620DN3606 6ドライブ TeraStation	36TB (6TB×6) 搭載ドライブ数：6 ベイ数：6 ソフトウェアRAID方式 スナップショット機能搭載 インターフェース（LAN端子） 準拠規格：IEEE802.3準拠(10GBASE-T/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) 伝送速度：LAN端子(1000BASE-T) 1000Mbps 全二重 100Mbps 半二重/全二重 10Mbps 半二重/全二重 LAN端子(1000BASE-T) 1000Mbps 全二重 100Mbps 半二重/全二重 10Mbps 半二重/全二重 対応プロトコル：TCP/IP 対応ネットワークファイルプロトコル：SMB/CIFS、 AFP、 FTP、 SFTP、 NFS、 HTTP/HTTPS、 SNMP	1	台
合 計						2

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

- ① 納入場所は関東森林管理局企画調整課とする。
- ② 納入数は上記のとおりとする。

3. 責任の所在

- ① 物品の納品については、製造者の如何に問わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- ① 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

物 品 売 買 請 書 (案)

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 殿

令和8年 2月 日

住 所

社 名

代表者氏名

1 品名 NAS

2 仕様・規格・数量

品名	メーカー	品番	数量
NAS	BUFFALO	TS6400RN4004	1 台
NAS	BUFFALO	TS5620DN3606	1 台

3 契約金額 金 円也

(うち消費税及び地方消費税額 円)

4 納入期限 令和8年3月25日

5 納入場所 関東森林管理局

6 検査場所 同 上

7 契約保証金 免 除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

第1条 頭書の仕様、規格に基づき納入期限内に納入します。

第2条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、納入期限の翌日から起算して納品の日までの日数に対し、1日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付します。

ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。

第4条 物品を納入する場合は、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様、規格等に適合しない場合は、直ちに改造します。

第6条 検査に合格し引き渡しが完了しても、1ヶ年以内に当該物品に瑕疵があることが発見された場合は、その瑕疵を補修し又は損害を賠償します。

第7条 検査に合格した日に、当該物品の所有権を貴官に引き渡します。

第8条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から30日以内にお支払い下さい。

第9条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合。
- (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
- (3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
- (4) 当方から契約の解除を申し出た場合

第10条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。

第11条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。

第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。